

令和 7 年度

第 2 回

上越市地域公共交通活性化協議会
議 案 書
(書面協議)

日 時

令和 7 年 6 月 18 日 (水) から
令和 7 年 6 月 26 日 (木) まで

令和 8 年度地域間幹線系統確保維持計画について

1 要旨

国の補助事業（地域公共交通確保維持改善事業）について、令和 8 年度以降も継続的に活用して生活交通を維持するため、補助要件である「上越市地域間幹線系統確保維持計画」を作成するもの。

令和 6 補助年度計画（令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日）までは新潟県にて策定し国土交通大臣へ提出していたが、令和 7 補助年度計画（令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日）からは市町村において補助申請をすることとなったことから、計画について審議いただくもの。

【地域間幹線系統とは】

合併前の旧市町村をまたいで運行している路線のこと。

【地域間幹線系統確保維持計画について】

地域における移動手段の確保のため、地域間幹線系統の運行系統、運行方法等を定める計画で、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の交付を受けるに当たり、国土交通大臣の認定を受ける必要があるもの。

2 計画の概要

(1) 対象運行系統の名称（経路）

- ・申請番号 48 上越妙高駅前～市役所・労災病院前～鵜の浜
- ・申請番号 49 上越モール前～上越妙高駅前～新井バスターミナル

(2) 補助対象期間

令和 7 年 10 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日

(3) 補助見込額

（単位：千円）

事業者	No.	系 統 名	国庫補助 計画額	新潟県 計画額	計
頸城自動車（株）	48	上越妙高駅前～ 市役所・労災病院前 ～鵜の浜	7,648	7,648	15,296
	49	上越モール前～上 越妙高駅前～新井 バスターミナル	2,083	2,083	4,166
合 計					19,462

3 その他

計画の提出までの間に内容について細かい修正があった場合には、事務局にて対応させていただきますので、あらかじめご了承ください。

【資 料】

- ・生活交通確保維持改善計画（地域公共交通確保維持事業のうち地域間幹線系統）及び
その他国提出資料・・・資料 1-1（資料 P1）
- ・生産性向上に資する取組項目・・・資料 1-2（資料 P21）
- ・対象運行系統の 1 日当たりの運行回数及び輸送量・・・資料 1-3（資料 P22）

令和 7 年度利用促進事業

夏休み小・中・高校生「バス乗車体験」キャンペーンの実施について

1 主旨

夏休み期間中、小学生、中学生及び高校生がバスに慣れ親しむ機会を提供し、将来のバス利用につなげるため、夏休み期間中に特別運賃を設定する体験乗車キャンペーンを実施するもの。

2 対象路線

市内の路線バス、乗合タクシー、市営バス

※対象路線一覧表は資料 2 のとおり

3 運賃設定額

- ・中学生・高校生 1 乗車 100 円
- ・小学生(幼児) 1 乗車 50 円（市営バスは幼児無料）

※別途、運賃等協議会（書面協議）を開催予定

4 実施予定日

令和 7 年 7 月 25 日(金)から 8 月 24 日(日)まで

※市内の小・中学校及び高校の夏季休暇期間を考慮して設定

5 利用実績

利用者数（人）	R5	R6
	7/22(土)～8/27(日)	7/27(土)～8/25(日)
小学生	607	476
中・高校生	4,651	3,332
合 計	5,258	3,808

6 周知方法

- ・広報上越及び各区総合事務所だよりへの情報の掲載
- ・市内の小・中学校及び高校へ周知チラシの配付
- ・行政情報番組「広報 J ステーション」での放送

交通空白地有償運送の更新登録について

1 要旨

NP0法人柿崎まちづくり振興会が道路運送法第78条第2号の規定に基づき実施している自家用有償旅客運送(交通空白地有償運送)の登録期間が令和7年9月14日をもって満了することから、更新登録について審議いただくもの。

2 運行内容

名 称	はまなすバス
運 行 目 的	公共交通が不十分な地域及び路線バス廃止後(支線区間)の住民の移動手段を確保
対 象 者	柿崎区の住民及び柿崎区への来訪者
運 行 日	月曜～金曜日(土日祝、年末年始は運休)
運 行 区 域	定時・定路便：柿崎コミュニティプラザ～黒岩～柿崎コミュニティプラザ デマンド便：柿崎区全域 (頸城自動車の路線バス浜線の区間の沿線を除く)
便 数	1日8便(定時便1便+デマンド便7便)
所要時間 (定時便)	約83分
運行距離 (定時便)	33.6 km
使用車両	8人乗り車両1台
定 員	運転手を除く定員7人
利用方法	・デマンド便の予約は1ヶ月前から前日(土日祝・年末年始の場合はその前日)15時までとする。 ・利用者は、事前に利用登録を行う。(登録がなくても利用は可能だが、運賃が未登録者料金となる)
運 賃	大人200円、子ども100円、未就学児無料、未登録者500円

3 利用状況

	令和5年度 (R5.10～R6.3)	令和6年度 (R6.4～R7.3)
運行日数(日)	119	243
運行回数(回)	642	1,403
利用人数(人)	816	1,925

4 更新登録後の有効期限

令和7年9月15日から令和10年9月14日まで(3年間)

5 証明書の発行

本議案については、ご承認いただいた後、協議会会則第11条第2項の規定に基づき、協議が調ったことの証明書を発行します。

令和 7 年度利用促進策 バス待合処の設置について

1. 要旨

路線バスの利用促進の一助とするため、停留所に隣接・近接する公共施設、民間施設への「バス待合処」の設置状況について報告するもの。

2. バス待合処設置要件

- (1)バス停から施設まで徒歩 5 分圏内であること。
- (2)施設内に冷暖房設備及び椅子が設置されており、5 分以上バスを待つ間に休憩が可能であること
- (3)各区においてバス利用の際に乗継拠点として利用される施設であること。

3. 待合処設置施設

(1)設置施設一覧

No.	施設名	近接する停留所名	設置日
1	上越市役所	市役所	6 月 30 日(月)～
2	上越市雁木通りプラザ	本町三丁目	
3	リージョンプラザ上越	リージョンプラザ	
4	安塚コミュニティプラザ	安塚区総合事務所前	
5	春日謙信交流館	春日山駅前	
6	大島就業改善センター	総合事務所前	
7	牧区総合事務所	総合事務所前	
8	吉川コミュニティプラザ	吉川区総合事務所前	
9	ウエルシア薬局上越本町店	本町四丁目	

(2)待合処設置掲示物

資料 3 のとおり

4. その他

- ・上越市ホームページ上でも待合処設置施設一覧を公表する。
- ・設置施設に追加があったときは、市ホームページ上に掲載されている施設一覧の更新を行い、周知を図る。